

公益財団法人沖縄県建設技術センター

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料規程

公益財団法人沖縄県建設技術センター「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」第18条に規定する判定料金等は、次のとおりとする。

1. 非住宅部分に係る判定料金(消費税込み、単位:㎡、円、非住宅)

評価方法	床面積の合計	A. ホテル、病院、集会場等	B. 学校、店舗、事務所等	C. 工場等
モデル建物法の評価によるもの	A<1,000	88,500	61,800	40,100
	1,000≦A<2,000	116,600	81,400	52,800
	2,000≦A<5,000	185,900	132,000	104,500
	5,000≦A<10,000	243,100	170,500	145,200
	10,000≦A<25,000	293,700	205,700	180,400
	25,000≦A<50,000	344,300	239,800	217,800
	50,000≦A	411,400	288,200	259,600
標準入力法・主要室入力法の評価によるもの	A<1,000	224,900	159,300	75,800
	1,000≦A<2,000	290,400	205,700	97,900
	2,000≦A<5,000	414,700	290,400	163,900
	5,000≦A<10,000	512,600	357,500	217,800
	10,000≦A<25,000	605,000	423,500	262,900
	25,000≦A<50,000	689,700	484,000	310,200
	50,000≦A	826,100	579,700	369,600

- ① 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。
- ② 表A、B、Cの用途分類は別表による。
- ③ モデル建物法とは、省令第1条第1号ロ並びに同省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。
- ④ 標準入力法・主要室入力法とは、省令第1条第1号イ並びに同省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。
- ⑤ 建築物の増築または改築をする場合は、当該部分の用途分類に応じた面積及び使用する

評価方法をもとに料金を算定する。

- ⑥ 当センターで建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をする場合及び施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付申請を行う場合は、当初の申請で適用された料金の2分の1の金額とする。ただし、次の場合は表の料金とする。
 - (ア)用途分類を変更する場合
 - (イ)評価方法の変更(モデル建物法 ⇄ 標準入力法等)
 - (ウ)直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
- ⑦ 表A、B、Cの内、2種以上の用途を含む複合用途建築物の場合は、用途区分ごとの面積に対応する表の料金の合計に0.8を乗じた金額(1,000円未満切り捨て)とする。
- ⑧ 建築物エネルギー消費性能判定を受けようとする建築物が2以上ある場合にあっては、当該建築物ごとに表の料金を加算した金額とする。
- ⑨ 当センターに構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合は、表の料金に0.9を乗じた金額(1,000円未満切り捨て)とする。ただし、平成29年8月1日以降に構造計算適合性判定申請が行われたものを対象とする。

別表 用途分類表

(1)A分類

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これに類するもの	8160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)	8210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	8230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	8240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバツ ティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ プ劇 場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇 心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに 類するもの	8600

(2) B分類

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校又は高等学校	8090
	養護学校、盲学校又は聾学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これらに類するもの	8180
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	8440
	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	8460
事務所	8470	
料理店	8570	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580	

(3)C分類

分類	用途	区分コード
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場(自動車修理工場を除く。)	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	盾転車駐輪場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620

※その他(8990)はご相談ください。

2. 住宅部分に係る判定料金(消費税込み、単位:m²、円、住宅)

評価方法		床面積Aの合計	判定料金
・一戸建ての住宅 ・併用住宅の住宅部分	【標準計算法】	$A < 200$	34,000
		$200 \leq A$	38,000
	【仕様・計算併用法】	$A < 200$	26,000
		$200 \leq A$	28,000
共同住宅等 ・共同住宅 ・長屋 ・複合建築物の住宅部分	【標準計算法】	$A < 300$	66,000
		$300 \leq A < 2,000$	110,000
		$2,000 \leq A < 5,000$	186,000
		$5,000 \leq A$	265,000
	【仕様・計算併用法】	$A < 300$	49,000
		$300 \leq A < 2,000$	82,000
		$2,000 \leq A < 5,000$	142,000
		$5,000 \leq A$	206,000

- ① 住宅部分とは、省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。
- ② 標準計算法とは、省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。
- ③ 仕様・計算併用法とは、省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準及び上記②に規定する基準を併用して評価する方法をいう。
- ④ 建築基準法第6条の2に基づく建築確認申請と併願申請する場合は、上記の判定料金から2,000円を割り引くものとする。
- ⑤ 建築物の増築または改築をする場合は、当該部分の面積及び使用する評価方法をもとに料金を算定する。
- ⑥ 当センターで建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をする場合及び施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付申請を行う場合は、当初の申請で適用された料金の2分の1の金額とする。ただし、次の場合は表の料金とする。
 - (ア) 評価方法の変更(標準計算法 ⇔ 仕様・計算併用法等)
 - (イ) 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
- ⑦ 住宅及び非住宅のそれぞれの用途を含む複合用途建築物の場合は、住宅及び非住宅ごとに料金を求め、合計した金額とする。
- ⑧ 建築物エネルギー消費性能判定を受けようとする建築物が2以上ある場合にあつては、当該建築物ごとに表の料金を加算した金額とする。